2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金申請の手引き

町田市では、地球温暖化対策のため、2002 年度から温室効果ガスを排出しない太陽光発電システムを多くの皆様に設置していただき、設置費用の一部を補助しています。

2012 年度からは、「第二次町田市環境マスタープラン」に再生可能エネルギー利用促進の目標を掲げ、より一層地域で取り組む地球温暖化の防止を進めるため、太陽光発電のみならず太陽熱利用システムや、高効率給湯器などの省エネ機器まで対象を拡大し、町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付要綱に基づく補助を行っています。

補助対象機器

◇ 太陽光発電システム：1kW あたり1万円／上限：居住部分5万円、共同住宅共用部分8万円

太陽光を利用して電力を発生させるもので、電力会社との電力受給契約が**余剰買取**のもの。

A．戸建住宅や共同住宅の居住部分で電力を使用するもの（10kW 未満のもの）。

B．共同住宅の共用部分で電力を使用するもの。

※共同住宅：アパート・マンション（二世帯住宅含む）で、Bにおいては店舗や事業所等を含まない、居住用の施設をいう。

2015 年度の補助金額は、2014 年度より変更になっていますので、ご注意ください。

※詳しくは、5ページをご覧ください。

◇ 太陽熱利用システム：定額1万円

熱を集めるパネルと貯湯タンクが分離している、強制循環型のもの。

熱を集めるパネルと貯湯タンクが一体になっている、自然循環型のもの。

その他空気集熱型など、BL認定のもの。

◇ CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート）：定額1万円

ヒートポンプ技術によりお湯を沸かし、貯湯タンクに貯めて利用するもの。

◇ 潜熱回収型給湯器（愛称：エコジョーズ）：定額5千円

都市ガスやLPガスを利用してお湯を沸かす給湯器で、従来のものより熱効率が高くなったもの。

※高効率でない旧来型から付け替える場合のみ対象となります。 ご注意ください。

◇ 蓄電池システム（定置用リチウムイオン蓄電池）：定額1万円

太陽光発電システムなどで発電した電力を蓄え、家庭で使用するもの。

～ 市内の住宅に上記の機器を設置した市民の方に、予算の範囲内で補助します ～

町　田　市

申請の手続きについて

◆手続きの流れ

□ 申請者

申請条件及び補助対象機器について確認する（2～4ページ）

↓

申請方法と受付について確認する（5ページ）

↓

申請書について確認し提出する（6～12ページ）

※必要書類を揃え、環境・自然共生課にお持ちください。（郵送不可）

●太陽光発電システム（居住部分）・・・・・・・・・・・・・・・・申請必要書類については　6ページ
●太陽光発電システム（共同住宅共用部分）・・・・・・・申請必要書類については10ページ
●太陽光発電以外の機器（居住部分）・・・・・・・・・・・・申請必要書類については8ページ

※申請の前にもう一度チェックする　→　22ページ

↓

審査

現地調査を行う場合もありますので、ご協力ください。

↓

申請額が予算を超えた場合は、抽選 を行います

※抽選を行うか否かについては、ホームページ上でお知らせします。

※抽選結果については、申請者全員に一週間くらいで通知します。

↓

補助対象者決定

詳しい審査の後、順次、交付決定通知をお送りします。
なお、郵送までは、抽選日から1～2ヶ月程度の時間がかかります。

※詳しい審査の結果、追加書類の提出をお願いする場合もあります。

↓

請求書を提出する（請求書と債権者登録依頼書を提出してください）

※請求書と債権者登録依頼書は、交付決定通知と一緒にお送りします。

↓

補助金のお支払い

※請求書と債権者登録依頼書をいただいてから、振込みまで1ヶ月程度の時間がかかります。

↓

アンケートを提出する

※太陽光発電システムは、6ヵ月後にアンケート及び発電状況報告、12ヵ月後に発電状況報告、その他の機器は、6ヶ月以内にアンケートの提出をお願いしています。

申請条件について

◆申請対象者

Ⓐ居住している住宅（市内）に対象機器を設置した、又は設置した住宅を購入した個人

- 居住部分で使用するため、戸建住宅（住宅が店舗等の併用住宅の場合は、１／2 以上が申請者の居住用として使用されていること。）に機器を設置した個人。
- 居住部分で使用する機器が設置された新築建売住宅を購入した個人。
- 居住部分で使用するため、共同住宅（二世帯住宅を含む）に機器を設置した個人。
- 居住部分で使用する機器が設置された新築共同住宅を購入した個人。

Ⓑ共同住宅（二世帯住宅を含む）の共用部分で使用するために、太陽光発電システムを設置した住宅所有者（個人・事業者、又は管理組合）。

※共同住宅とは、店舗や事業所等を含まない、居住用の施設をさします。

◆申請の条件･･･Ⓐの方（Ⓑの方は次ページへお進みください）

次の条件のすべてを満たすこと

申請を検討される際、□にチェックを入れてご確認ください。

□機器を設置した住宅（市内）に居住（住民票に記載されている）していること。

□機器を設置した住宅を所有していること、又は自らの所有に属さない場合は設置について所有者の同意があること。

□工事契約者又は売買契約者が申請者であること。

□申請日時点で、納期が到来している市税を完納していること。

□機器の設置完了日が、２０１５年４月１日以降であること。

□申請日時点で、機器の設置完了日から６ヶ月を経過していないこと。

※設置完了日とは、太陽光発電システムについては電力受給契約日（売電を開始した日）。
その他の機器については工事完了後の領収書の日付（ただし、住宅を新築した際に設備を設置した、又は設備の設置された建売住宅を購入した場合は、建物の登記を完了した日）。

□設置された機器が、未使用品であること。

□申請者が電力会社との電力受給契約を締結していること（太陽光発電システムに限る）。

□電力会社との電力受給契約が１０kW未満のこと。
なお、増設部分についての申請は、既存のシステムと合計して１０ｋW未満であること。ただし、既存のシステムが下記①または②の補助を受けている場合、申請することはできません（太陽光発電システムに限る）。

□申請者は、申請機器において、過去に、町田市から①町田市住宅用太陽光発電システム設置補助事業、及び②町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助事業による補助金を受けていないこと。

※１機器に対する補助は１回限りです。

□市が行うアンケートや、稼働状況等の報告ができること。

□補助金を受けた対象機器は、減価償却資産の耐用年数に相当する期間内において、所有し使用できること。

- 分譲マンションでは、居住部分で使用するために対象機器（太陽光発電システム及びその他の機器）を設置した場合、申請することができます。ただし、その申請住宅に申請者自身が居住していない場合は、申請できません。
- 賃貸アパート・マンションでは、オーナーの自宅がその賃貸アパート・マンションに併設されており、その居住部分でのみ対象機器を使用する場合、申請することができます。
  なお、共用部分で電力を使用するために太陽光発電システムを設置した場合は、次の申請条件「**B の方**」の箇所をご覧ください。
- 賃貸アパート・マンションに居住する賃借者が申請者の場合、所有者の同意が確認できる設置同意確認書が必要です。さらに、工事契約者・領収書の宛名・電力受給契約者（太陽光発電の場合）が申請者自身である必要があり、それらの要件を満たしている場合に申請できます。

◆申請の条件・・・B の方（共同住宅共用部分で使用する太陽光発電システム）

次の条件のすべてを満たすこと

申請を検討される際、□にチェックを入れてご確認ください。

□市内に居住（住民票に記載されている）していること。
事業者にあっては、市内に事務所又は事業所を有する事業者であること。

□機器を設置した住宅を所有していること。
住宅の所有者が事業者である場合は、その事業者が申請者であること。

□工事契約者又は売買契約者が申請者であること。

□申請日時点で、納期が到来している市税を完納していること。

□機器の設置完了日が、２０１５年４月１日以降であること。

□申請日時点で、機器の設置完了日から６ヶ月を経過していないこと。
※設置完了日とは、電力会社との電力受給契約日（売電を開始した日）。

□今年度、１回目の申請であること（同一年度において、同一申請者が複数回の申請をすることはできません）。

□申請者が電力会社との電力受給契約を締結していること。

□電力会社との電力受給契約が余剰買取であること。

□設置された機器が、未使用品であること。

□市が行うアンケートや、稼働状況等の報告ができること。

□補助金を受けた対象機器は、減価償却資産の耐用年数に相当する期間内において、所有し使用できること。

□申請者は、同一建物において、共用部分で使用するために機器を設置し、過去に、町田市から町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金を受けていないこと。

※偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

補助の対象機器について

◆申請できる機器と補助金額

1機器に対する補助は1回限りです。複数機器を組み合わせての申請は可能です。
いずれの機器も、中古品を設置した場合は、補助の対象になりません。

太陽光発電システム

財団法人電気安全環境研究所(JET)又は海外認証機関（TÜV、VDE 等）による認証を受けた、太陽光発電システム又はこれと同等と認めるもの。電力会社との**電力受給契約が余剰買取のもの**(居住部分で使用する太陽光発電システムにあっては10kW 未満のもの)。住宅の屋根等に設置し、発電した電力が、居住部分にあってはその居住する住宅で使用されること、または共同住宅共用部分にあってはその共用部分で使用されること。

ただし、過去に町田市から補助金を受けていない場合に限る(共同住宅共用部分を除く)。

1kW あたり1万円 ／ 上限:居住部分5万円、共同住宅共用部分8万円
※最大出力(小数点2位未満切捨て)に1万円を乗じた額(千円未満は切捨て)

太陽熱利用システム

財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定(BL認定)を受けた、強制循環型、自然循環型、空気集熱型等のもの。住宅の屋根等に設置し、その居住する住宅で使用されること。

定額1万円

CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート）

東京都家庭用高効率給湯器認定要綱による認定を受けた電気給湯器。又は、これと同等と認めるもの。住宅の敷地内に設置し、その居住する住宅で使用されること。

※対象機器であるかを確認できない場合は、事前にご相談ください。

定額1万円

潜熱回収型給湯器（愛称：エコジョーズ）

東京都家庭用高効率給湯器認定要綱による認定を受けたガス給湯器。又は、これと同等と認めるもの。住宅の敷地内に設置し、その居住する住宅で使用されること。

※対象機器であるかを確認できない場合は、事前にご相談ください。

ただし、既築住宅で高効率でない旧来型の給湯器から付け替える場合に限る。

定額5千円

蓄電池システム（定置用リチウムイオン蓄電池）

一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の補助の対象として認定を受けた定置用リチウムイオン蓄電池であること。住宅の敷地内に設置し、その居住する住宅で使用されること。

※対象機器であるかの確認については、事前にご相談ください。

定額1万円

注)2015年度の補助金額は、2014年度より変更になっていますので、ご注意ください。
また、蓄電池は定置用リチウムイオン蓄電池限定です。

申請方法と受付について

◆申請方法

設置完了後 に必要書類を揃えて、下記の場所に直接お持ちください（郵送不可）。

申請時、窓口で提出書類の内容確認を行った上で受け付けます。

その後、詳しい審査をした上で、さらに書類の提出をお願いする場合があります。

郵送では受け付けていませんので、ご注意ください。

なお、書類に不備や不足があると受け付けられませんので、必要書類を確認の上、申請してください。（必要書類や記入例については、6～21 ページを参考にしてください。）

受付場所 ： 町田市役所7階 環境・自然共生課 （窓口番号701）

◆受付期間と抽選日・予算額

申請者が多数となり、申請額が期の予算額を超えた場合は、抽選となります。

各申請期間中に受け付けた申請額の総額（申請された補助金の累計）が、その期の予算額を超えた場合は、抽選を行って補助対象者を決定します。

申請額の総額が、その期の予算額に満たない場合は、詳しい審査の後、申請いただいた方のうち要件を満たしている方全員に補助をいたします。この場合、余った予算額は次期以降の各期に按分して振り分け充当します。

なお、受付期間の途中で予算を超えても、申請の受付は受付期間最終日まで行います。

申請は、１機器につき１回 しかできません。

抽選にもれた場合、再申請することはできません。

設置完了日から6ヶ月以内であれば、どの期で申請していただいてもかまいませんが、期日を過ぎると受け付けられなくなるので、ご注意ください。設置完了日から6ヶ月以内であっても、2015年3月31日以前に設置完了したものは、申請することはできません。

なお、下記の受付時間及び下表に示した受付期間以外の取り扱いは行いませんので、必ずご確認の上で申請してください。

受付時間 ： 土曜日・日曜日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時

期	受付期間	抽選日	予算	
			太陽光発電システム	その他の機器
第1期	2015年 6月 8日(月) ～ 7月29日(水)	8月 6日（木）	260万円	60万円
第2期	9月 7日(月) ～ 11月 4日(水)	11月12日（木）	289万8千円 ~~270万円~~	70万円
第3期	12月21日(月) ～ 2016年 2月26日(金)	3月 3日（木）	289万8千円 ~~270万円~~	70万円

※申請日について（例）

６月２５日が設置完了日の場合、１２月２５日までが申請できる期間となります。第１期～第３期のいずれの期でも申請できますが、１２月２６日からは受け付けられなくなりますのでご注意ください。

◆申請書類の提出について（直接お持ちください）

設置完了後に必要書類を揃えて、直接、町田市役所（受付窓口701）に申請してください。

書類に不備や不足があるもの、郵送等で送付されたものはお受けできません。

受け付け後に詳しく審査をした上で、後日、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※受付時の書類確認に時間がかかりますので、まとめて申請する場合は5件程度を目安としてください。

A 太陽光発電システム（居住部分）の申請書類

下記の表にある必要書類を揃えて提出してください。状況によっては、下表にないものの提出をお願いする場合もあります（共同住宅の場合は、さらに必要な書類がありますので、10 ページを合わせてご覧ください）。

新築住宅と既築住宅において、一部、必要書類が異なるものがありますので、ご注意ください。

書類の名称に＊印のあるものは、こちらで用意した申請書類（はさみ込んであるもの）を使用してください。

なお、手引き及び申請書類は、ホームページからダウンロードすることもできます(23 ページ参照)。

新築	既築	必　要　書　類（居住部分で使用する太陽光発電システム）
□	□	**①＊2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付申請書（第1号様式）** 申請者自身が自署したものが必要です。 印鑑は必要ありません。 （記入例 14 ページ参照）
□	□	**② 工事請負契約書又は売買契約書の写し** 申請機器の請負契約であることが記載されているもので、注文者と請負者の両者の印があるもの。 申請機器が契約書で確認できない場合は、申請機器が明記された仕様書や内訳書、設備表などを併せて提出してください。 ※申請機器の金額が確認できない場合は、**④契約書金額及び領収書内訳証明書**も併せて提出してください。
□	□	**③ 申請機器の設置に係る領収書の写し** 申請機器の支払いに対する領収書、又は申請機器を含む支払いに対する領収書で、請負者の印があるもの。 領収書に、申請機器の名称、金額が明記されていない場合は、**④契約書金額及び領収書内訳証明書**を提出してください。
△	△	**④＊契約書金額及び領収書内訳証明書** （記入例 16 ページ参照） 工事請負契約書又は売買契約書、及び領収書で、申請機器の金額内容を確認できない場合は、その内訳を必ず工事請負契約者（業者）が記入し、社印を押印することで証明してください。 申請者が記入する箇所はありません。工事請負契約者の押印（社印）が必要です。
□	□	**⑤＊市税納付状況等調査同意書** （記入例 17 ページ参照） 申請者自身が自署したものが必要です。
□	□	**⑥ 住宅の周辺地図** 設置住宅の場所がわかるように示した地図を提出してください。インターネットから出力した地図でも可能ですが、必ず住宅の位置を確認し、間違いのないように示して提出してください。
□	—	**⑦ 登記事項証明書（建物）** 法務局で発行される建物全部事項証明書原本又はその写しで、発行後3ヶ月以内のもの。ただし、インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでは受け付けません。 共同住宅の場合は、専有部分の登記事項証明書となります。
	□	2015年1月2日以降に住宅を建築した又は取得した場合は、必ず必要となります。

□：必要書類　△：場合によって必要となる書類　—：必要ない書類　→　次ページに続きます。

新築	既築	必　要　書　類　（つづき）（居住部分で使用する太陽光発電システム）
△	△	**⑧＊設置同意確認書**（記入例 18 ページ参照） 申請者が設置住宅の所有者ではない場合、所有者自身が自署したものが必要です。 共有名義の場合、原則、申請者以外の共有名義人全員の設置同意確認書が必要となります。 ただし、申請者及び設置同意確認書を提出した共有名義人の持分割合の合計が1／2を超えていれば、必ずしも全員の分は必要ありません。（申請者ひとりで、持分割合が1／2の場合は、申請者以外の共有名義人の設置同意確認書が必要です。） 2015年1月2日以降に住宅を取得した方で、全員分の設置同意確認書の提出をしない場合は、持分割合確認のための登記事項証明書＜建物＞等を添付してください。
△	△	**⑨＊手続き代行者選任届（第3号様式）**（記入例 19 ページ参照） 申請手続きを業者などが代行する場合、申請者自身が自署したものが必要です。
□	□	**⑩＊住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書 ＜太陽光発電システム＞**（記入例 20 ページ参照）
□	□	**⑫　対象システムの出力対比表** 太陽電池モジュールの製造者が発行するものの写し。 製造者の発行がない場合は、出力対比表を作成して提出してください。梱包材などについている製造番号票等を添付する場合は、個々の出力測定値が表されていることが必要です。
□	□	**⑬　東京電力等の承諾を受けた電力受給契約申込書の写し及び「購入電力量のお知らせ（検針票）」** 東京電力等に提出後、承諾済みが分かる「電力受給契約申込書」等の写しを提出してください。「購入電力量のお知らせ（検針票）」が既にある場合は、一緒に提出してください。 ※追加資料として、「太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し、あるいは東京電力が再発行した「電力受給契約申込書」の写しをお願いする場合もあります。
□	□	**⑭　屋根伏図（システムの配置図）** 設置パネルの配置がわかる屋根の図面です。全ての設置面の図面が必要です。

新築	既築	必　要　書　類　（写真）（居住部分で使用する太陽光発電システム） ※提出写真は全て昼間に撮影したものを、カラーで出力又はプリントして提出してください。
□	□	**⑯－A　写真（建物の外観）　※共同住宅の場合も必要です。** 設置住宅の全体がわかる写真。 設置機器が写っていなくてもかまいませんので、建物全体の様子がわかる写真を撮影してください。その建物が居宅専用なのか、店舗やアパートなどの併用住宅なのかを確認します。
□	□	**⑯－B　写真（設置パネルの屋根写真）** パネルが設置してある全ての屋根面の写真が必要です。 写真で、設置パネルの枚数が確認できるように撮影してください。 全体が1枚に収まらない場合は、何枚かに分けて撮影し、それを組み合わせて枚数が数えられるようにしてください。 申請受付時に、写真を見ながら枚数を数えて確認します。
□	□	**⑯－C　写真（パワーコンディショナ）** 設置状態がわかるように撮影してください。 複数ある場合は全て撮影してください。
□	□	**⑯－D　写真（パワーコンディショナの型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。 複数ある場合は全て撮影してください。 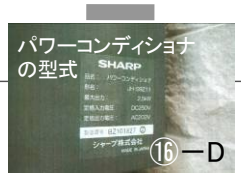
□	□	**⑯－E　写真（売電・買電メーター）** 両方のメーターが設置してある状態がわかる写真（近くから撮影）。 必ず、売電メーターが設置されてから両方を撮影してください。

※それぞれの項目の □ を、チェックリストとしてご利用の上、不足がないように揃えてください。
※ △の項目については、必要な場合と必要でない場合がありますので、ご注意ください。

Ⓐその他の機器（太陽光発電システム以外）の申請書類

下記の表にある必要書類を揃えて提出してください。状況によっては、下表にないものの提出をお願いする場合もあります(共同住宅の場合は、さらに必要な書類がありますので、10 ページを合わせてご覧ください)。

太陽光発電システムとその他の機器を同時に設置した場合など、複数の機器を一緒に申請することもできます。複数機器の申請の場合は、必要書類のうち共通するものについては、一部の提出でかまいません。

書類の名称に＊印のあるものは、こちらで用意した申請書類(挟み込んであるもの)を使用してください。
なお、手引き及び申請書類は、ホームページからダウンロードすることもできます(23 ページ参照)。

新築	既築	必　要　書　類（太陽光発電システム以外）
□	□	**①＊2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付申請書(第1号様式)** 申請者自身が自署したものが必要です。 印鑑は必要ありません。　(記入例 14 ページ参照)
□	□	**② 工事請負契約書又は売買契約書の写し** 申請機器の請負契約であることが記載されているもので、注文者と請負者の両者の印があるもの。 申請機器が契約書で確認できない場合は、申請機器が明記された仕様書や内訳書、設備表などを併せて提出してください。 ※申請機器の金額が確認できない場合は、**④契約書金額及び領収書内訳証明書**も併せて提出してください。
□	□	**③ 申請機器の設置に係る領収書の写し** 申請機器の支払いに対する領収書、又は申請機器を含む支払いに対する領収書で、請負者の印があるもの。 領収書に、申請機器の名称、金額が明記されていない場合は、**④契約書金額及び領収書内訳証明書**を提出してください。
△	△	**④＊契約書金額及び領収書内訳証明書**　(記入例 16 ページ参照) 工事請負契約書又は売買契約書、及び領収書で、申請機器の金額内容を確認できない場合は、その内訳を必ず工事請負契約者(業者)が記入し、社印を押印することで証明してください。 申請者が記入する箇所はありません。工事請負契約者の押印 (社印) が必要です。
□	□	**⑤＊市税納付状況等調査同意書**　(記入例 17 ページ参照) 申請者自身が自署したものが必要です。
□	□	**⑥ 住宅の周辺地図** 設置住宅の場所がわかるように示した地図を提出してください。インターネットから出力した地図でも可能ですが、必ず住宅の位置を確認し、間違いのないように示して提出してください。
□	—	**⑦ 登記事項証明書(建物)** 法務局で発行される建物全部事項証明書原本又はその写しで、発行後3ヶ月以内のもの。ただし、インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでは受け付けません。 共同住宅の場合は、専有部分の登記事項証明書となります。
	□	2015年1月2日以降に住宅を建築した又は取得した場合は、必ず必要となります。
△	△	**⑧＊設置同意確認書**　(記入例 18 ページ参照) 申請者が設置住宅の所有者ではない場合、所有者自身が自署したものが必要です。 共有名義の場合又は区分所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員の設置同意確認書が必要となります。(詳しくは、7 ページの⑧設置同意書の内容を参考にしてください。)
△	△	**⑨＊手続き代行者選任届 (第3号様式)**　(記入例 19 ページ参照) 申請手続きを業者などが代行する場合、申請者自身が自署したものが必要です。
□	□	**⑪＊住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書＜太陽光発電システム以外＞**(記入例 21 ページ参照)
□	□	**⑮機器のカタログ、パンフレット又は取扱説明書の写し** 申請機器の型式と仕様がわかるページの写しを提出してください。

□：必要書類　△：場合によって必要となる書類　—：必要ない書類　→ 次ページに続きます。

新築	既築	必　要　書　類　（写真）（太陽光発電システム以外） ※提出写真は全て昼間に撮影したものを、カラーで出力又はプリントして提出してください。
■全ての申請者共通		⚠どの機器を設置する方も必要となります。
□	□	**⑯－A　写真（建物の外観）　※共同住宅の場合も必要です。** 設置住宅の全体がわかる写真。 設置機器が写っていなくてもかまいませんので、建物全体の様子がわかる写真を撮影してください。その建物が居宅専用なのか、店舗やアパートなどの併用住宅なのかを確認しますので、その様子がわかるように撮影してください。
■太陽熱ソーラーシステム・太陽熱温水器の場合		
□	□	**⑯－F　写真（集熱パネル）** 屋根に設置してあるパネルの写真。 太陽熱ソーラーシステムの場合はパネルのみの写真。 パネルと温水器が一体となった太陽熱温水器の場合は、パネルと温水器の両方が確認できるように撮影してください。
□	□	**⑯－G　写真（貯湯タンク）** 設置状態がわかるように撮影してください。 太陽熱温水器の場合は、パネルと一体式なので必要ありません。
□	□	**⑯－H　写真（貯湯タンクの型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。
■CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート）の場合		
□	□	**⑯－I　写真（CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器）** 設置状態がわかるように撮影してください。 ヒートポンプと貯湯ユニットが一緒に撮影できない場合は、それぞれを撮影してください。
□	□	**⑯－J 写真（ヒートポンプユニットの型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。
□	□	**⑯－K　写真（貯湯ユニットの型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。 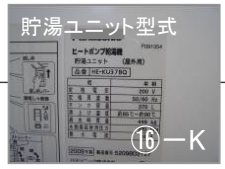
■潜熱回収型給湯器（愛称：エコジョーズ）の場合		⚠高効率でない旧来型から付け替える場合のみ対象です。
	□	**⑯－L　写真（潜熱回収型給湯器）** 設置状態がわかるように撮影してください。
	□	**⑯－M　写真（型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。
	□	**⑯－N　写真（付け替え前の給湯器）** 機器がわかるように撮影してください。
■蓄電池システム（定置用リチウムイオン蓄電池）の場合		
□	□	**⑯－O　写真（定置用リチウムイオン蓄電池）** 機器の設置状態がわかるように撮影してください。
□	□	**⑯－P　写真（型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。

※それぞれの項目の □ を、チェックリストとしてご利用の上、不足がないように揃えてください。
※ △の項目については、必要な場合と必要でない場合がありますので、ご注意ください。

A 共同住宅の居住部分に太陽光発電システムを設置する場合

共同住宅（二世帯住宅を含む）の居住部分で電力を使用するために太陽光発電システムを設置した場合は、太陽光発電システムの申請書類（6～7 ページ）、の必要書類以外にも、以下の書類が必要となります。また、状況によっては、下表にないものの提出をお願いする場合もあります。

新築	既築	必　要　書　類（居住部分で使用する太陽光発電システム）
△	△	⑧＊設置同意確認書又は対象機器設置に係る決議書 共同住宅の場合、申請者が居住している居住部分で使用するために対象機器を設置した場合でも、設置場所が屋根やベランダなどの共用部分にあたる場合は、設置について区分所有者全員の設置同意確認書又は管理組合の決議書等が必要です。
□	□	⑰ 単線結線図 太陽光発電システムの結線状況及び、発生した電力を居住部分で使用していることを確認しますので、確認できるものを作成してください。なお、使用場所が確認できないものは受け付けられません、必ず確認できるように書き加えたものを提出してください。
□	□	⑱ 共同住宅の平面図 単線結線図に書かれている、パワーコンディショナや売電・買電メーター等の位置を、図面上で確認できるように示してください。**（実際に、調査に伺う場合もあります。）**

A 共同住宅の居住部分にその他の機器（太陽光発電システム以外）を設置する場合

共同住宅（二世帯住宅を含む）に太陽光発電システム以外の機器を設置する場合は、その他の機器（太陽光以外）の申請書類（8～9 ページ）の必要書類以外にも、以下の書類が必要となります。また、状況によっては、下表にないものの提出をお願いする場合もあります。

新築	既築	必　要　書　類（居住部分で使用する太陽光発電システム）
△	△	⑧＊設置同意確認書又は対象機器設置に係る決議書 共同住宅の場合、申請者が居住している居住部分で使用するために対象機器を設置した場合でも、設置場所が屋根やベランダなどの共用部分にあたる場合は、設置について区分所有者全員の設置同意確認書又は管理組合の決議書等が必要です。
□	□	⑱ 共同住宅の平面図 申請機器の設置場所を確認できるように示してください。**（実際に、調査に伺う場合もあります。）**

B 太陽光発電システム（共同住宅共用部分）の申請書類

下記の表にある必要書類を揃えて提出してください。
状況によっては、下表にないものの提出をお願いする場合もあります。

基本的に提出書類は全ての方に共通ですが、それぞれの項目で **事業者での申請の場合** とあるものは事業者での申請の場合、 **管理組合での申請の場合** とあるものは管理組合での申請の場合に、別に必要となる書類又は注意が必要なものです。

書類の名称に＊印のあるものは、こちらで用意した申請書類（挟み込んであるもの）を使用してください。
なお、手引き及び申請書類は、ホームページからダウンロードすることもできます(23 ページ参照)。

新築	既築	必　要　書　類（共同住宅共用部分で使用する太陽光発電システム）
□	□	⑲＊2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付申請書（第2号様式） 申請者自身が自署したものが必要です。　（記入例 15 ページ参照） **事業者での申請の場合**　社印を押印してください。

□：必要書類　△：場合によって必要となる書類　→　次ページに続きます。

新築	既築	必　要　書　類　（つづき）（共同住宅共用部分で使用する太陽光発電システム）
□	□	**② 工事請負契約書又は売買契約書の写し** 申請機器の請負契約であることが記載されているもので、注文者と請負者の両者の印があるもの。 申請機器が契約書で確認できない場合は、申請機器が明記された仕様書や内訳書、設備表などを併せて提出してください。 ※申請機器の金額が確認できない場合は、**4 契約書金額及び領収書内訳証明書**も併せて提出してください。
□	□	**③ 申請機器の設置に係る領収書の写し** 申請機器の支払いに対する領収書、又は申請機器を含む支払いに対する領収書で、請負者の印があるもの。 領収書に、申請機器の名称、金額が明記されていない場合は、**4 契約書金額及び領収書内訳証明書**も併せて提出してください。
△	△	**④＊契約書金額及び領収書内訳証明書**（記入例 16 ページ参照） 工事請負契約書又は売買契約書、及び領収書で、申請機器の金額内容を確認できない場合は、その内訳を必ず工事請負契約者（業者）が記入し、社印を押印することで証明してください。 申請者が記入する箇所はありません。工事請負契約者の押印（社印）が必要です。
□	□	**⑤＊市税納付状況等調査同意書**（記入例 17 ページ参照） 申請者自身が自署したものが必要です。 **事業者での申請の場合**　法人としての納税状況を調査します。社印を押印してください。 **管理組合での申請の場合**　区分所有者全員の提出が必要となります。
□	□	**⑥ 住宅の周辺地図** 設置住宅の場所がわかるように示した地図を提出してください。インターネットから出力した地図でも可能ですが、必ず住宅の位置を確認し、間違いのないように示して提出してください。
□	□	**⑳ 法人の登記事項証明書**　**事業者での申請の場合** 法務局で発行される法人の現在事項全部証明書原本又はその写し、発行後3ヶ月以内のもの。ただし、インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでは受け付けません。 **管理組合の管理規約の写し**　**管理組合での申請の場合** 区分所有者のいる共同住宅において、管理組合での申請をする場合、必ず必要となります。
□	□	**⑦ 共同住宅の登記事項証明書（建物）** 法務局で発行される建物全部事項証明書原本又はその写しで、発行後3ヶ月以内のもの。ただし、インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでは受け付けません。
△	△	**⑧＊設置同意確認書**（記入例 18 ページ参照） 共有名義の場合、7 ページの⑧設置同意書の内容を参考にしてください。 区分所有者がいる場合は、申請者以外の区分所有者全員の設置同意確認書が必要となります。
／	□	**管理組合での申請の場合**　対象機器の設置に対する組合の決議書が必要です。 決議書がない場合は、区分所有者全員の設置同意確認書が必要となります。
△	△	**⑨＊手続き代行者選任届（第3号様式）**（記入例 19 ページ参照） 申請手続きを業者などに代行する場合、申請者自身が自署したものが必要です。 **事業者での申請の場合**　社印を押印してください。
□	□	**⑩＊住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書＜太陽光発電システム＞**（記入例 20 ページ参照）

□：必要書類　△：場合によって必要となる書類　→　次ページに続きます。

新築	既築	必　要　書　類　（つづき）（共同住宅共用部分で使用する太陽光発電システム）
□	□	**⑫　対象システムの出力対比表** 太陽電池モジュールの製造者が発行するものの写し。 製造者の発行がない場合は、出力対比表を作成して提出してください。梱包材などについている製造番号票等を添付する場合は、個々の出力測定値が表されていることが必要です。
□	□	**⑬　東京電力等の承諾を受けた電力受給契約申込書の写し及び「購入電力量のお知らせ（検針票）」** 東京電力等に提出後、承諾済みが分かる「電力受給契約申込書」等の写しを提出してください。「購入電力量のお知らせ（検針票）」が既にある場合は、一緒に提出してください。 ※追加資料として、「太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し、あるいは東京電力が再発行した「電力受給契約申込書」の写しをお願いする場合もあります。
□	□	**⑰　単線結線図** 太陽光発電システムの結線状況、及び発生した電力を共用部分で使用していることを確認しますので、確認できるものを作成してください。なお、使用場所が確認できないものは受け付けられません、必ず確認できるように書き加えたものを提出してください。
□	□	**⑭　屋根伏図（システムの配置図）** 設置パネルの配置がわかる屋根の図面です。全ての設置面の図面が必要です。
□	□	**⑱　共同住宅の平面図** 単線結線図に描かれている、太陽光発電モジュール（パネル）、接続箱、パワーコンディショナ、買電・売電メーターの位置を、平面図に示してください。（平面図だけでは確認が難しい場合は、電気設備図の提出をお願いする場合もあります。） **実際に現地調査に伺って、設置状況を確認する場合もありますので、ご協力ください。**

新築	既築	必　要　書　類　（写真）（共同住宅共用部分で使用する太陽光発電システム） ※提出写真は全て昼間に撮影したものを、カラーで出力又はプリントして提出してください。
□	□	**⑯－A　写真（建物の外観）** 設置する共同住宅の全体がわかる写真。設置機器は入らなくてもかまいませんので、共同住宅全体の様子がわかる写真を撮影してください。 全体が撮れない場合は、正面玄関付近を入れた状態で撮影したものを添付してください。
□	□	**⑯－B　写真（設置パネルの屋根写真）** パネルが設置してある全ての屋根面の写真が必要です。 写真でパネルの枚数が全て確認できるよう撮影してください。 全体が1枚に収まらない場合は、何枚かに分けて撮影し、それを組み合わせて枚数が数えられるようにしてください。 **申請受付時に、写真を見ながら枚数を数えて確認します。**
□	□	**⑯－C　写真（パワーコンディショナ）** 設置状態がわかるように撮影してください。 複数ある場合は、全て撮影してください。
□	□	**⑯－D　写真（パワーコンディショナの型式）** 型式が読み取れるように撮影してください。 複数ある場合は、全て撮影してください。
□	□	**⑯－E　写真（売電・買電メーター）** 両方のメーターが設置してある状態がわかる写真（近くから撮影）。 必ず、売電メーターが設置されてから両方を撮影してください。 写真に、居住部分のメーターが含まれる場合は、売電・買電メーターが、どのメーターか判別が付くように示してください。

※それぞれの項目の □ を、チェックリストとしてご利用の上、不足がないように揃えてください。
※ △の項目については、必要な場合と必要でない場合がありますので、ご注意ください。

町田○○様（×××ハイツ）単線結線図

例

共同住宅に申請者宅（101）が併設され、その居住部分で電力を使用する場合を想定した単線結線図です。
これは、あくまでも見本です。申請にあたっては実際の接続関係を示した単線結線図を提出してください。

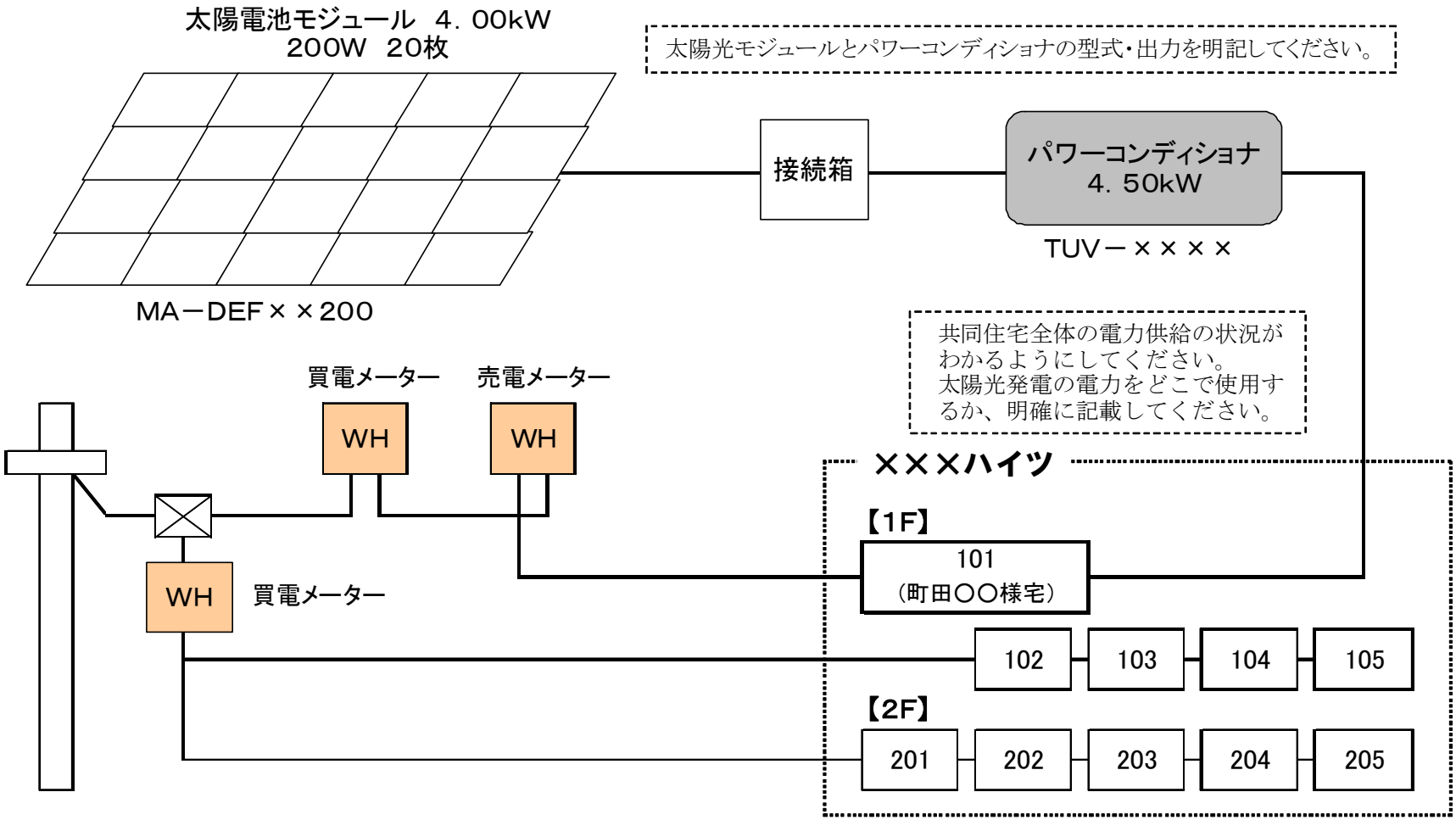

記入例

居住部分の申請書

申請書類①

第1号様式

提出した日付をお書きください。

２０１５年　○月○○日

町田市長　様

申請者　郵便番号　１９４ － ００００

住所又は所在地　町田市森野２－２－２２

申請者の意思を確認しています。
申請者欄は、必ず申請者ご自身でお書きください。

ふりがな　かんきょう　まるまる

氏名又は名称及び代表者氏名　環境　○○

電話番号　０４２ － ○○○ － ○○○○

※ 記入は、申請者自身の自署のこと

2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付申請書

2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金の交付を受けたいので、町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付要綱第[illegible]、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

複数機器を同時に申請する場合は、どちらか早い日を記載してください。

共同住宅の場合、その共同住宅の総戸数を記入してください。

1 設置場所	町田市　森野２－２－２			
2 住宅の種別等	☑戸建住宅	既築	☑新築	□建売
	□共同住宅（居住部分）	□既築	□新築	総戸数　戸
3 住宅の所有状況	☑自己所有	□自己所有以外（　　）		
4 工事着手予定日	２０１５　年　○　月　○○　日			
5 補助金交付申請額	４５，０００　円			
6 補助対象機器	☑太陽光発電システム　最大出力　３．５０ キロワット　補助金額　３５，０００ 円			
	□太陽熱利用システム			補助金額は、定額1万円
	☑CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器			補助金額は、定額1万円
	□潜熱回収型給湯器			補助金額は、定額5千円
	※既築住宅に、高効率でない旧来型の給湯器から付け替えた場合のみ			
	□蓄電池システム（定置用リチウムイオン蓄電池）			補助金額は、定額1万円
7 申請の種別	□本人申請	☑代行申請		

※ 該当する□にチェックをするとともに、必要事項を記入してください。

自己所有以外の場合は、設置同意書（18 ページ参照）が必要になります。

複数の申請がある場合は、それぞれの補助金を計算した後に、合計してください。
（例）太陽光発電システム　35，000円
CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器　10，000円
計　45，000円

※ 太陽光発電システムについては、電力受給契約を締結した
※ その他機器については、領収書の日付

※ 複数申請の場合は、全ての補助金額の合計額

補助金額は、最大出力（小数点以下第3位未満切捨て）に[illegible]
上限5[illegible]

最大出力に1万円を掛けてください。千円未満は切捨て。

小数点2位まで記入してください。2位未満の端数は切捨て。

一機器について、一申請者一回のみの申請

代行申請の場合は、手続代行者選任届（19 ページ参照）が必要になります。

記入例

第2号様式

共同住宅共用部分の申請書

申請書類 ⑲

２０１５年　○月○○日

町田市長　様

提出した日付をお書きください。

事業者での申請の場合は、社印を押印してください。

申請者　郵便番号　１９４ － ０００○

住所又は所在地　町田市下小山田町３１６０ ○○○ハイツ

申請者欄は、個人での申請の場合、必ず申請者ご自身でお書きください。

ふりがな　しぜん　まるまる

氏名又は名称及び代表者氏名　自然　○○　印

電話番号　０４２ － ○○○ － ○○○○

※ 記入は、申請者自身の自署のこと

2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付申請書（共同住宅の共用部分への太陽光発電システムの設置）

2015年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金の交付を受けたいので、町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者での申請の場合、申請書類に誤りがあると、申請者欄に押印したものと同じ印鑑での訂正が必要となります。ご記入は、間違いがないようにご注意ください。

1 設置場所	町田市　下小山田町３１６０　○○○ハイツ
2 申請者の種別	☑ 個人　☐ 法人　☐ 管理組合
3 共同住宅の種別等	☐ 分譲共同住宅　☑ 賃貸共同住宅
	☐ 既築　☑ 新築　総戸数　６　戸
4 共同住宅の所有状況	☑ 個人所有　☐ 法人所有　☐ 区分所有
5 設置完了日	２０１５　年　○　月　○○　日 ※ 太陽光発電システムの電力受給契約を締結した日
6 太陽電池の最大出力	６．５０　キロワット 小数点2位まで記入してください。2位未満の端数は切捨て。 は切捨て
7 交付申請額	６５，０００　円 最大出力に1万円を掛けてください。千円未満は切捨て。 乗じた額（千円未満は切捨て） 上限8万円
8 申請の種別	☐ 本人申請　☑ 代行申請

※該当する□にチェックをするとともに、必要事項を
※同一申請者による申請は1年度に1回限りです。
また、同一建物への補助は1回限りです。

代行申請の場合は、手続代行者選任届（19 ページ参照）が必要になります。

申請書類④

記入例

（工事請負契約者記載用）

契約書金額及び領収書内訳証明書

補助金申請者の工事費用又は売買費用については、契約書（契約書番号欄又は契約日欄に記載のもの）及び領収書（領収書番号欄又は領収日欄に記載のもの）の写しを添付ですが、その内容に

この証明書は、契約書及び領収書におけるそれぞれの機器の金額について確認するためのものです。内訳について記入していただき、社印を押印することによって、工事請負契約者に内容を証明していただきます。
記入は申請者が行わず、必ず工事請負契約者（業者）が行ってください。

1．補助金申請者

申請者名		
契約書番号		
契約日	年　月　日	年　月　日
契約書金額（税込）	円	円
領収書番号		
領収日	年　月　日	年　月　日
領収書金額（税込）	円	円

提出した契約書にある契約番号と日付、金額を記入してください。
番号がない場合は、番号欄は空白でかまいません。

提出した領収書にある領収書番号と日付、金額を記入してください。
番号がない場合は、番号欄は空白でかまいません。

※契約や領収書が　　をご利用く

2．上記金額に含ま　　代金含む

複数の機器を申請する場合、それぞれに対する金額を記入してください。

項　目		金　額
補助金対象機器	太陽光発電システム	円（税抜）
	太陽熱利用システム	円（税抜）
	CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器	円（税抜）
	潜熱回収型給湯器	円（税抜）
	蓄電池システム （定置用リチウムイオン蓄電池）	円（税抜）

3．備考　　上記の「1.」「2.」に記載した内容に補足説明が必要な場合、「3. 備考」に記入してください。

工事請負契約者の社印を押印してください。

以上、工事請負契約者において記載し、内容に間違いないことを証明いたします。

記入した日付をお書きください。

年　　月　　日

工事請負契約者　氏名又は名称　　印

所在地

電話番号　　－　　－

記入例

申請書類⑤

記入した日付をお書きください。

２０１５年 ○月○○日

町田市長　様

事業者での申請の場合は、社印を押印してください。

申請者の意思を確認しています。
申請者欄は、個人での申請の場合、必ず申請者ご自身でお書きください。

申請者　郵便番号　**１９４ － ００００**

住所又は所在地　**町田市森野２－２－２２**

ふりがな　**かんきょう　まるまる**

氏名又は名称及び代表者氏名　**環境　○○**　印

電話番号　**０４２ － ○○○ － ○○○○**

※ 記入は、申請者自身の自署のこと

市税納付状況等調査同意書

私は、町田市住宅用自然エネルギー利用機器設置補助金交付要綱に規定する補助要件に該当することを、市において調査することに同意します。

記

1　市税の納付状況に関すること。

2　住宅等の所有に関すること。

3　住民登録に関すること。

書面にある3つの要件を、申請者に代わって市で確認するための同意書です。

2015年1月2日以降に住宅を新築した又は取得した場合は、住宅の所有に関することを市で確認することができませんので、市税納付状況等調査同意書の他に、登記事項証明書(建物)も提出してください。

管理組合での申請の場合は、区分所有者全員の提出が必要となります。

記入例

申請書類⑧

記入した日付をお書きください。

２０１５年　○月○○日

町田市長　様

住宅所有者の意思を確認しています。住宅所有者欄は、必ず住宅所有者ご自身でお書きください。

住宅所有者　郵便番号	１９４ － ０００Ｏ
住所又は所在地	森野２－２－２２
ふりがな 氏名又は名称及び代表者氏名	かんきょう　まるばつこ 環境　○×子
電話番号	０４２ －　○○○　－　○○○○

※ 記入は申請者ではなく、住宅所有者自身の自署のこと

設　置　同　意　確　認　書

町田市住宅用自然エネルギー利用機器設置補助事業において設置を行った住宅は、私の所[illegible]良な管[illegible]等の設[illegible]

A B 共通
共有名義の場合、原則、申請者以外の共有名義人全員の設置同意確認書が必要となります。
ただし、申請者及び設置同意確認書を提出した共有名義人の持分割合の合計が１／２を超えていれば、必ずしも全員の分は必要ありません。（申請者ひとりで、持分割合が１／２以下の場合は、申請者以外の共有名義人の設置同意確認書が必要です。）

B　区分所有者がいる場合は、申請者以外の区分所有者全員の設置同意確認書が必要となります。

申請者氏名	環境　○○
設置場所	町田市　森野２－２－２２
設置を同意する機器全てについて、チェックしてください。	☑ 太陽光発電システム ☐ 太陽熱利用システム ☑ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート） ☐ 潜熱回収型給湯器（愛称：エコジョーズ） ☐ 蓄電池システム（定置用リチウムイオン蓄電池）
申請者との関係 申請者からみた関係を記入。	☐ 所有者 ☑ 共有名義人 ☐ 区分所有者 ☑ 親族　詳しい関係　妻 ☐ その他　詳しい関係

申請者からみた、住宅所有者（ご記入者）の関係をお書きください。

A　対象機器の設置場所が、共同住宅の共用部分にあたる場合において、設置についての決議書の提出がない場合は、区分所有者全員の設置同意確認書が必要です。

B　管理組合での申請の場合は、対象機器の設置に対する組合の決議書があれば、設置同意確認書は必要ありません。
決議書がない場合は、区分所有者全員の設置同意確認書が必要となります。

記入例

申請書類⑨

第3号様式

記入した日付をお書きください。

２０１５年　○月○○日

町田市長　様

事業者での申請の場合は、社印を押印してください。

申請者の意思を確認しています。
申請者欄は、個人での申請の場合、必ず申請者ご自身でお書きください。

申請者	郵便番号	**１９４ － ００００**
	住所又は所在地	**町田市森野２－２－２２**
	ふりがな	**かんきょう　まるまる**
	氏名又は名称及び代表者氏名	**環境　○○**　印
	電話番号	**０４２** －　○○○　－　○○○○

※ 記入は、申請者自身の自署のこと

手 続 代 行 者 選 任 届

私は、下記の者を町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付に係る手続代行者として選任したので、町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金交付要綱第8後段の規定により、届け出ます。

記

申請する機器全てを記載してください。

1　代行の対象とする補助対象機器

太陽光発電システム・CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器

2　手続代行者

住所又は所在地	**××市×××－××－××**
ふりがな 氏名又は名称	**たいようこうばつばつしゃ** **太陽光××社**
電話番号	**０４２** －　**××**
担当部課	**環境課**
ふりがな 担当者氏名	**たいよう　さんさんさん** **太陽　△△△**
電話番号	**０９０** －　**××××**　－　**××××**

申請内容について、こちらから問い合わせる場合があります。内容のわかる方をご記入ください。
担当者の電話番号は、日中に連絡の取れる携帯番号などを記入してください。

※ 担当者の電話番号は、平日の日中に連絡の取れるものをお書きください。

記入例

住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書 ＜太陽光発電システム＞

1 申請者名	**環境　〇〇**
2 設置場所住所	町田市　**森野２－２－２２**

【太陽光発電システム】

3 電力受給契約者名	**環境　〇〇**
4 電力受給開始日	**２０１５**　年　**〇**　月　**〇〇**　日
5 新増設	☑新　設　☐増　設
6 電力の使用	☑居住部　☐共用部
7 設置方法	☑架台設置型　☐建材一体型(屋根一体型)
8 設置場所	☑住宅の屋根　☐その他(　　)
9 太陽電池モジュールの製造者名(メーカー名)	**〇〇〇社**
10 太陽電池モジュールの型式	①　**ＭＡ－ＡＢＣ××２５０** ②　**ＭＡ－ＡＢＣ××１２５Ｒ** ③　**ＭＡ－ＡＢＣ××１２５Ｌ** ④ ⑤
11 モジュールの認証	☑JET認証　☐海外認証機関(TÜV、VDE等)の認証
12 太陽電池モジュールの公称最大出力と枚数及び出力	①　**２５０．０**W　×　**１２**枚　＝　**３，０００．０**W ②　**１２５．０**W　×　**２**枚　＝　**２５０．０**W ③　**１２５．０**W　×　**２**枚　＝　**２５０．０**W ④　W　×　枚　＝　W ⑤　W　×　枚　＝　W
13 太陽電池モジュールの合計枚数と最大出力	**１６**枚　**３，５００．０**W
14 パワーコンディショナの製造者名(メーカー名)	**〇〇〇社**
15 パワーコンディショナの型式	①　**ＸＹＺ－×××１** ②
16 パワーコンディショナの定格出力	①　**３．５０**kW　×　**１**台 ②　kW　×　台
17 太陽光発電システムに関する費用	**１，５２０，０００**　円　(消費税を含まない金額)

※該当する☐にチェックをするとともに、必要事項を記入してください。

モジュールが屋根材と一体になっているもの以外は、こちらを選択してください。

屋根以外の場所に設置する場合は、そこが申請者の所有であることを確認できるもの等を添付する必要があります。

「10 太陽電池モジュールの型式」に記入した、型番の番号(①～⑤)にあわせて公称最大出力や枚数を記入してください。

「12 太陽電池モジュールの公称最大出力と枚数及び出力」に記入した、枚数と出力の合計を記入してください。

2台設置した場合は、それぞれについて記入してください。

太陽光発電システムに関する費用のみをご記入ください。

記入例

申請書類⑪

住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書 ＜太陽光発電システム以外＞

1 申請者名	**環境　〇〇**
2 設置場所住所	町田市　**森野２－２－２２**

【太陽熱利用システム】

3 設備の種類	☐ 強制循環型 ☐ 自然循環型 ☐ 空気集熱型 ☐ その他
4 製造者名(メーカー名)	
5 型式	
6 設置工事日 又は領収書の日付	年　月　日
7 設置場所	☐ 屋根(屋上) ☐ 壁面 ☐ ベランダ ☐ その他
8 機器設置に関する費用	円　(消費税を含まない金額)

【CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器】

9 設備の種類	☑ CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器(愛称:エコキュート) ☐ 潜熱回収型給湯器(愛称:エコジョーズ)
10 製造者名(メーカー名)	**△△△社**
11 型式	**ＥＦＧ２２×××**
12 設置工事日 又は領収書の日付	**２０１５**　年　〇　月　**〇〇**　日
13 設置場所	☑ 敷地内据置 ☐ 壁面 ☐ ベランダ ☐ その他
14 機器設置に関する費用	**８００，０００**　円　(消費税を含まない金額)

機器を壁面に直接取り付けた場合のみ、壁面を選択してください。

CO_2冷媒ヒートポンプに関する費用のみをご記入ください。

【蓄電池システム（　　）】

15 製品名	
16 製造者名(メーカー名)	
17 型式	
18 設置工事日 又は領収書の日付	年　月　日
19 蓄電方法	☐ 太陽光発電システム ☐ 深夜電力 ☐ 併用
20 機器設置に関する費用	円　(消費税を含まない金額)
21 国補助金の申請状況	☐ 申請済み ☐ 申請していない

※該当する☐にチェックをするとともに、必要事項を記入してください。

◆申請の前にもう一度

□補助金交付申請書（第１号様式または第２号様式）に記入もれはないですか？
□申請日は、設置後6ヶ月以内ですか？
□事業者申請の場合、各書類の申請者欄に社印は押印していますか？
□工事請負契約書又は売買契約書の写しはそろっていますか？
□契約書に、申請機器が記載されていますか？
□契約書で、申請機器の金額が確認できますか？
□申請機器の設置に係る領収書の写しはそろっていますか？
□契約書金額と領収書金額は一致していますか？
□契約書金額及び領収書内訳証明書を作成した場合、金額の証明ができていますか？
□市税納付状況等調査同意書は記入済みですか？
□住宅周辺地図は添付しましたか？
□建物の登記事項証明書はそろっていますか？（必要な場合のみ）
□法人の登記事項証明書または管理組合の管理規約の写しはそろっていますか？（必要な場合のみ）
□設置同意確認書はそろっていますか？（必要な場合のみ）
□手続きを業者などに依頼する場合、手続き代行者選任届（第3号様式）は記入済みですか？
□住宅用自然エネルギー利用機器等仕様書は記入済みですか？
□対象システムの出力対比表はそろっていますか？（太陽光発電システム）
□東京電力等の承諾を受けた電力受給契約申込書の写しはそろっていますか？（太陽光発電システム）
□屋根伏図（システムの配置図）はそろっていますか？（太陽光発電システム）
□共同住宅などの場合、単線結線図を添付していますか？（太陽光発電システム）
□共同住宅の場合、単線結線図にある各機器の位置がわかるものを含む各階の平面図を添付していますか？（太陽光発電システム）
□機器のパンフレット又は取扱説明書の写しはそろっていますか？（太陽光発電システム以外）
□写真は全てそろっていますか？
□パネルの写真で、枚数が全て確認できますか？
□写真で機器の型番の確認ができますか？

ご注意とお願い

◆２０１５年３月３１日以前に設置完了したもの、及び申請日時点で設置完了から６ヶ月を経過したものの申請はできません。
また、申請額が予算額を超えて抽選になった場合、抽選にもれても再申請することはできません。（申請できるのは、１回だけです。）
※設置完了の日は、太陽光発電システムについては電力受給契約日（売電を開始した日）。
その他の機器については、工事完了後の領収書の日付。ただし、住宅を新築した際に設備を設置した、又は設備の設置された建売住宅を購入した場合は、建物の登記を完了した日。

◆申請時に、受付で書類の確認を行いますが、その後、詳しい審査をすることで、更に書類の提出をお願いする場合があります。
場合によっては、実際に現場調査に伺って、設置状況を確認する場合もありますので、ご協力ください。

◆詳しい審査の結果、要件を満たしていないことが確認された場合は、補助対象者となり得ない場合もあります。
申請を受け付けた段階では、補助対象者として補助金の交付が決定しているわけではなく、最終的な決定は交付決定通知をお送りした時点となります。
（交付は、抽選で補助対象者が選定された後、詳しい審査ののちに決定しますので、抽選から１～２ヶ月かかる場合があります。）

◆内容の確認や、さらに追加書類の提出をお願いする場合は、申請書類に記載されているご連絡先、又は手続代行者選任届（第３号様式）を提出している方については、手続代行者の方へご連絡いたします。

申 請 受 付 場 所

住所 ： 〒１９４－８５２０
町田市森野２－２－２２　町田市役所７階　環境･自然共生課　窓口番号701

電話 ： ０４２－７２４－４３９１（直通）

※ ご不明なことがありましたら、事前に電話でご相談ください。

町田市役所案内図

●電車でお越しの方

小田急線町田駅西口から徒歩約８分、JR横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩約 11 分。

●バスでお越しの方

「町田市役所 市民ホール前」下車、徒歩約１分

●車でお越しの方

本庁舎に併設する立体駐車場をご利用いただけます。
（受付時、駐車券を窓口で提示してください。検印後、1階総合案内で無料処理をします。）

問 い 合 わ せ

町田市住宅用自然エネルギー機器等設置補助事業についてのお問い合わせは、町田市役所お問い合せ窓口042－722－3111（午前7時から午後 11 時まで　年中無休）までお願いいたします。

手引きや申請書類は町田市のホームページからダウンロードすることができます。

町田市ホームページ　http://www.city.machida.tokyo.jp/

トップページ ＞ 暮らし　環境･ごみ ＞ 節電･省エネ･地球温暖化防止 ＞ 自然エネルギー利用機器等（太陽光発電システム等）

国、東京都の補助金制度と併せての利用が可能です。
詳しい制度の内容については、それぞれの機関にお問い合わせください。

◆国の補助金

【定置用リチウムイオン蓄電池】 一般社団法人環境共創イニシアチブ　TEL 0570－783－503

◆東京都の補助金

【蓄電池システム】【太陽光発電システム】

HEMS等の導入を条件に、コージェネレーションシステム（燃料電池等）、蓄電池システム、ビークル･トゥ･ホームシステムを設置した場合の補助制度です。各システムとともに太陽光発電システムを設置した場合は、補助額が増額となります。詳しくは下記にお問い合わせください。

クール･ネット東京（代表） TEL 03－5990－5061